

は し が き

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的として、経済産業省が全国の製造業を営む事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額や付加価値額などを調査しています。

この報告書は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第10号）として、平成19年12月31日現在で実施した「工業統計調査」の結果を、本県が独自に集計し取りまとめたものです。

この調査結果が、各種の行政施策や企業経営等の基礎資料として、関係各方面において幅広く御活用いただければ幸いです。

終わりに、この調査の実施に御協力をいただきました関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成21年3月

福島県企画調整部長

工業統計調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第10号として、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

3 調査の期日

平成19年工業統計調査は、平成19年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

工業統計調査は、日本標準産業分類(総務省告示第139号：最終改訂平成14年3月)に掲げる「大分類F - 製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く。)を対象に毎年実施される。本調査は、西暦末尾0、3、5、8年の年については、全ての事業所を対象とし、平成19年調査(2007年)を含むそれ以外の年については、従業者4人以上の事業所を対象としている。

5 調査の種類

本調査は、以下の区分により、調査項目数の異なる調査票を用いている。

- (1) 甲調査 従業者30人以上の事業所(調査票名は「工業調査票甲」)
- (2) 乙調査 従業者29人以下の事業所(調査票名は「工業調査票乙」)

6 調査の方法

本調査は、調査員が対象事業所へ調査票を配付して、記入を依頼し、回収するという方法(自計方式)により行っている。

7 主な調査項目

工業統計調査規則第6条各号に掲げる事項。本報告書末尾の調査票のとおり。

8 調査の経路

経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - (指導員) - 調査員 - 対象事業所(申告義務者)

用語等の解説

1 事業所数

平成19年12月31日現在の従業者4人以上の事業所の数であり、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の各事業所は含まない。

なお、事業所とは、一般に工場、製作所、製造所、あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものである。

2 従業者数

平成19年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。（本統計書では、特に断りがない限り、臨時雇用者を含まない。）

(1) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は1カ月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を決めて雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われていた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親会社からの出向従業員などは、上記に準じて扱う。

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(2) 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいう。

(3) 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

3 現金給与総額

平成19年1年間に、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等をいう。

4 原材料使用額等

平成19年1年間に製造加工のために使用した原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

(1) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として用いた石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

(2) 燃料使用額とは、燃料として用いた石油、ガス、石炭などの使用額であり、構内の荷物運搬用及び暖房用の燃料を含んでいる。

(3) 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含まない。

(4) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

(5) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

(6) 転売した商品の仕入額とは、平成19年1年間に於いて、実際に売り上げた転売品（他から又は受け入れてそのまま販売したもの。）に対応する仕入額をいう。

5 製造品出荷額等

平成19年1年間に於ける製造品出荷額、加工賃収入額、及びその他収入額の合計額であり、消費

税及び内国消費税を含んだ額である。

なお、1事業所当たり及び従業員1人当たりの製造品出荷額等は、消費税を除く内国消費税額等を控除した数値である。

(1) 製造品出荷額は、その事業所の所有に属する原材料により製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を、平成19年中に事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業の他の事業所に引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの。）

ウ 委託販売に出したもの（販売中でないものを含み、平成19年中に返品されたものを除く。）

(2) 加工賃収入額とは、平成19年中に他企業の所有する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

(3) その他の収入額とは、上記(1)及び(2)以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの。）、修理料収入額、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額等）である。

6 製造品在庫額等

製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託製造品も含まれる。

7 有形固定資産

有形固定資産の額は、平成19年1年間における数字であり、帳簿価格によっている。

(1) 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物付属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（付属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等である。

(2) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。

(4) 有形固定資産の投資総額

算式：投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額 - 減少額）

8 リース契約

(1) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約ができないものをいう。リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

なお、リース期間経過後に1年ずつ契約を延長する、いわゆる再リースは含まない。

(2) リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成19年1月から12月までリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

(3) リース支払額とは、19年1月から平成19年12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成19年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

9 工業用地

敷地面積とは、平成19年12月31日現在において、事業所が使用（賃貸を含む。）している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などの敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別され

る場合又はこれらの敷地が何らかの方法で区別できる場合は除いている。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めている。

建築面積とは、敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。なお、平成 19 年 12 月 31 日現在建設中のものであっても、帳簿に建設仮勘定で計上したものは含めている。

延べ建築面積とは、敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。

10 工業用水

(1) 水源別用水量

- ア 公共水道 都道府県、市町村等によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。
- a 工業用水道 飲用に適しない工業用水を供給するものをいう。
- b 上水道 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するものをいう。
- イ 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水をいう。
- ウ その他の淡水 ア、イのいずれにも属さない淡水であって、エにも属さないものをいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）及び河川敷又は旧河川敷内において、集水埋きよによって取水する水（伏流水）、農業用水路から取水する水、他の工場、事業所から供給を受ける水などである。
- エ 回収水 事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用しているものをいう。

なお、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかの有無は問わない。

(2) 用途別用水量

- ア ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用する水をいう。
- イ 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいう。
- ウ 製品処理用水 原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用される水をいう。
- エ 洗じょう用水 工場の設備又は原料、製品の洗じょうの用に供される水をいう。
- オ 冷却・温調用水 工場の設備又は製品の冷却用に使用される水及び工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいう。
- カ その他の水 アからオまでに含まれない従業員の飲用、入浴用、その他の雑用水をいう。

(3) 海水

海又は河川のうち、常時潮の影響を受けている部分から取水した水（塩素イオン濃度 200PPM 以上）を海水とした。

11 生産額等の算式

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ \text{付加価値額} &= \text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \\ \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} \\ \text{原材料率} (\%) &= \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100 \end{aligned}$$

$$\text{付加価値率（％）} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}} \times 100$$

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減}$$

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}}{\text{従業者数}}$$

$$\text{労働分配率（％）} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

$$\text{製造品等在庫率（％）} = \frac{\text{年末製造品在庫額} + \text{年末半製品及び仕掛品在庫額}}{\text{製造品出荷額等}} \times 100$$

$$\text{原材料及び燃料在庫率（％）} = \frac{\text{年末原材料等在庫額}}{\text{原材料等使用額}} \times 100$$

「消費税を除く内国消費税額」は酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。

「推計消費税額」は平成13年調査より消費税の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

12 記号

本報告書中、「-」は該当数字なし、「0」及び「0.0」は零又は四捨五入による単位未満、「」はマイナスを表し、「X」は1又は2の事業所に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数字でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数字が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

なお、前回調査後に合併した市町村については、合併した市町村の前回調査数値の合計値を掲載しているが、この場合も、前回調査で秘匿した市町村の数値が特定されないよう同様の措置をとっている。

13 産業中分類名

産業中分類名は、次のように略称を用いた。

分類番号	産業中分類名	略称	分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料	21	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22	窯業・土石製品製造業	窯業
11	繊維工業(衣服, その他の繊維製品を除く)	繊維	23	鉄鋼業	鉄鋼
12	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服	24	非鉄金属製造業	非鉄
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	25	金属製品製造業	金属
14	家具・装備品製造業	家具	26	一般機械器具製造業	機械
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	27	電気機械器具製造業	電気

16	印刷・同関連産業	印刷	28	情報通信機械器具製造業	情報
17	化学工業	化学	29	電子部品・デバイス製造業	電子
18	石油製品・石炭製品製造業	石油	30	輸送用機械器具製造業	輸送
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ	31	精密機械器具製造業	精密
20	ゴム製品製造業	ゴム	32	その他の製造業	その他

重化学工業 17、18、23～31
 軽工業 09～16、19～22、32

14 産業3類型

基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型に区分される業種は次のとおりである。

基礎素材型産業	13木材、15紙、17化学、18石油、19プラスチック、 20ゴム、22窯業、23鉄鋼、24非鉄、25金属
加工組立型産業	26機械、27電気、28情報、29電子、30輸送、 31精密
生活関連、その他型産業	09食料、10飲料、11繊維、12衣服、14家具、 16印刷、21皮革、32その他

15 地区

地区別集計に用いた地区は次の区分による。

県北地区 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
 県中地区 郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
 県南地区 白河市、西白河郡、東白川郡
 会津地区 会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
 南会津地区 南会津郡
 相双地区 相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
 いわき地区 いわき市

会津地区及び南会津地区については、秘匿箇所があることから、「会津・南会津地区」として2地区の合計値を掲載している場合がある。

利用上の注意

1 前回までの調査との調整

- (1) 平成14年に日本標準産業分類が改訂され、「もやし製造業」、「新聞業」、「出版業」が平成14年工業統計調査から調査対象外となったが、平成13年以前の数値については、これらを含めて掲載している。
- (2) 生産額については、29人以下の事業所について製造品出荷額等を用いて集計しているが、全数調査である平成17年は、従業者9人以下の事業所について製造品出荷額等を用いて集計している。
- (3) 付加価値額については、西暦末尾0、5年の年は従業者9人以下の事業所、それ以外の年は従業者29人以下の事業所について、粗付加価値額を用いて集計している。
- (4) 前回調査から今回調査の間に市町村合併が行われているが、本報告書中の市町村別の統計表等については、調査期日時点の市町村名で集計しているため、公表時の市町村名と相違する。また、前回調査後に合併した市町村について、前回調査データは合併した市町村の数値を合算している。

なお、合併があった市町村については、以下のとおりである。

- ・本宮市（平成19年1月 1日合併）：本宮町、白沢村

- (5) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動もとらえる調査内容とした（製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）。
- (6) 平成19年の前年比等については、事業所の捕そくを行ったため、時系列を考慮したもので計算している。また、製造業の実態を的確に把握するため、調査項目を変更したことにより、前年の数値とは接続しない。
- (7) 平成18年調査の際、一部の製造事業所において、転売品を製造品出荷額の中に含め報告されたケースがあることが判明した。
- (8) 前年との比較の参考とするため、平成18年とできる限り近い計算式で次のとおり平成19年の参考値を計算する。

（ア）事業所数

$$\text{事業所数（参考値）} = \text{事業所数} - \text{捕そく事業所数}$$

（イ）従業者数

$$\text{従業者数（参考値）} = \text{従業者数} - \text{捕そく事業所の従業者数}$$

（ウ）製造品出荷額等

$$\begin{aligned} \text{製造品出荷額等（参考値）} &= \text{製造品出荷額} + \text{くず及び廃物の出荷額} + \text{冷蔵保管料} \\ &+ \text{販売電力} + \text{修理料収入額} + \text{加工賃収入額} \\ &（ \text{捕そく事業所分を除く。}（ \text{エ} ） 、（ \text{オ} ） \text{も同じ} ） 。 \end{aligned}$$

（エ）原材料使用額等

$$\text{原材料使用額等（参考値）} = \text{原材料使用額} + \text{燃料使用額} + \text{電力使用額} + \text{委託生産費}$$

（オ）付加価値額

$$\begin{aligned} \text{付加価値額（参考値）} &= \text{製造品出荷額等（参考値）} \\ &+ \text{（製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額）} \\ &+ \text{（半製品及び仕掛品年末価格} - \text{半製品及び仕掛品年初価格）} \\ &- \text{（消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額）} \\ &- \text{原材料使用額等（参考値）} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

2 その他

(1) 時系列比較のため掲げた数値の出所は、すべて県集計によるもので、後日、経済産業省が発表する数値と異なる場合がある。

なお、特に断りのない限り、従業者4人以上の事業所についての集計である。

(2) 「平成19年調査結果の概要」中の製造品出荷額等及び付加価値額に関する数値は、万円単位により計算した結果について、工業用地に関する数値は、㎡により計算した結果について、工業用水に関する数値は、m³により計算した結果についてそれぞれ表示しているため、表示している単位の合計額、増減額と一致しない場合がある。

(3) 「統計表18・市町村別、産業中分類別表」中の製造品出荷額等では、その他の収入額を掲載していないため、内訳の計と総額が一致しない。